

- 保安統括者代理者及び保安管理者代理者解任にあたっての手続きについてのお願い

- 保安統括者代理者及び保安管理者代理者の選任については、以下のとおり手続きの規定がありますが、解任については、手続きの規定はありません。

鉦山保安施行規則第42条

法第24条第1項の規定による届出は、保安統括者又は保安管理者の代理者の選任後遅滞なく、様式第4により行わなければならない。（以下略）

- したがって、同上代理者の後任者の選任届により当部データは更新されることから、解任のみ手続きは不要ですので、改めてお知らせします。

※様式第4において、5. 前任者がいる場合にはその氏名欄に記載していただければ結構です。

- ただし、解任だけ行った場合（代理者の解任だけで後任の選任ない場合等）には、鉦山保安管理機構が変更となることから、当部としては、鉦山の現状把握のため、鉦山保安課あてメール等（様式不要）により連絡をお願いします。

問合わせ先  
九州産業保安監督部 鉦山保安課 管理指導係  
092-482-5928~5931 菊田、飯田